

## 総合評価方式ガイドラインの主な改正内容について (H26年6月)

本市では、予定価格5000万円以上（業種により1億円以上）の建設工事において、総合評価方式を試行で実施しています。

今回、これまでの試行結果を踏まえ、技術力の評価を高めるとともに、工事のより一層の品質確保のため、評価内容を見直します。

なお、改正後の内容は、平成26年6月以降に公告を行う工事について適用します。  
主な見直しの内容は、以下のとおりです。

### 1 技術評価点、価格評価点の設定

- ・技術評価点（30点）の配点割合の変更

[地域要件・企業要件・技術者要件]：[技術力]の配点について、より技術力の評価を高めるため、17：13から14：16の配点割合とします。

### 2 評価項目

- ・簡易型の評価項目として、「機械器具設置等」を新設します。

《機械器具設置等》

- 「市内での工事施工実績の有無」 → 求めない。
- 工事成績 → 1～0点
- 優良工事表彰 → 「その他の表彰 0.5点」の区分なし
- 施工実績（企業） → 同種工事3点、類似工事2点
- 地元業者施工率 → 「機器費」を除いた額で算定
- 施工実績（技術者） → 4～0点

### 3 地域要件

(1) 工事地域精通度（本店所在地）の区分新設

- ・「市内に受任者を有する」0.5点、「県内に本店又は受任者を有する」0.3点を設定します。

※受任者とは、市入札参加資格者名簿で登録された受任者（支店又は営業所）をいいます。

(2) 工事地域精通度（市内での工事实績の有無）

- ・機械器具設置等で発注する場合は、求めません。

### 4 企業要件

(1) 工事成績について

- ・評価点は、2点、1点、0点の3区分となっていたましたが、計算式により評価を細分化します。（別紙1のとおり）

(2) 優良工事表彰の期限の設定及び配点の変更

- ・対象期間に制限はありませんでしたが、10年とします。  
今回は、平成17～26年度表彰の10年間となります。
- ・評価点数を当該業種かつ当該発注工事の予定価格の1/2以上の工事表彰を1点、その他の表彰を0.5点とします。

(3) 地域・社会貢献度について

- ・次世代育成支援活動実績、災害協定締結、ISO認証をそれぞれ0.5点とします。
- ・育児休業制度については、労働基準監督署の受付印が確認できる就業規則の写しにより確認します。
- ・地元施工率について、機械器具設置等は「機器費」を除いて算定することとします。  
また、提出様式において金額の記載を不要としました。

(4) 安全衛生管理について

- ・労働安全衛生マネジメントシステム認証を0.5点とします。

## 5 技術者要件

- ・若手技術者育成をふまえ、若手技術者（45歳以下）の類似工事の実績を2.5点とします。※若手技術者・・・平成26年6月1日現在で、45歳以下

## 6 技術力

(1) 提案数について

- ・技術提案は、1テーマあたり3項目までとします。

(2) 提案方法について

- ・提案項目ごとに「対策名」を記載し、その「具体的内容」と「提案する理由」、履行内容の「具体的な確認方法」の記載を求めます。様式は、別紙2のとおりです。

(3) 提案の採点方法について

- ・提案項目ごとに5段階評価で評価します。各項目の採点結果の合計点が当該テーマの得点となります。

(4) ヒアリングについて

- ・ヒアリングは、3段階評価でしたが、5段階評価とします。
- ・基本的にヒアリングは実施しますが、工事内容によっては、ヒアリング無しとします。  
なお、ヒアリングを行わない場合は、事業者による技術提案は1テーマあたり2項目とします。
- ・ヒアリングの出席する配置予定技術者は1名とします。  
予備の技術者を申請している場合は、ヒアリング時まで、どちらの技術者とするか書面により届け出ることとします。

## 7 評価結果の公表

- ・技術評価点の明細につきましては、これまで大項目までの公表でしたが、小項目の部分までホームページで公表します。

(別紙1) 工事成績について

《改正後》

○ 機械器具設置等(1点)の場合

	工事成績平均 (小数点以下切捨て)	評価点
1	80	1
2	79	0.90
3	78	0.80
4	77	0.70
5	76	0.60
6	75	0.50
7	74	0.40
8	73	0.30
9	72	0.20
10	71	0.10
11	70	0.05
12	69.9	0

※当該業種の工事成績平均が80点以上:1点  
 ※工事成績平均、70点は0.05点とする。  
 ※当該業種の工事成績平均が70点未満  
 又は当該業種工事の実績を有しない:0  
 点  
 ※評価点=(工事成績平均-70)×1/10

○左記以外(2点)の場合

	工事成績平均 (小数点以下切捨て)	評価点
1	80	2
2	79	1.80
3	78	1.60
4	77	1.40
5	76	1.20
6	75	1.00
7	74	0.80
8	73	0.60
9	72	0.40
10	71	0.20
11	70	0.10
12	69.9	0

※当該業種の工事成績平均が80点以上:2点  
 ※工事成績平均、70点は0.1点とする。  
 ※当該業種の工事成績平均が70点未満  
 又は当該業種工事の実績を有しない:0点  
 ※評価点=(工事成績平均-70)×1/5

《改正前》

	工事成績平均	評価点
1	75点以上	2
2	70点以上 75点未満	1
3	69.9	0

